

路外駐車場の届出に関するフローチャート

START

駐車のに供する部分 (*1) が 500 m²以上である

▶ 届出不要

*1 車路等を除いた車室の部分

いいえ

はい

一般公共の用に供する (*2) 駐車場である

▶ 神戸市建築安全条例に基づく届出が必要です。

*2 不特定多数の人が利用できる駐車場であり、
月極駐車場や共同住宅の専用駐車場等は除く

いいえ

神戸 大規模駐車施設



はい

駐車料金を徴収する駐車場である

▶ 駐車場法に基づく届出は必要ありません。

ただし、駐車場法施行令に定める技術的基準
への適合が必要です。

いいえ

はい

建築物に付属する駐車場、建築物である駐車場、公園施設、
道路付属物のいずれにも該当しない

▶ 駐車場法に基づく届出が必要です。

いいえ

神戸 路外駐車場



はい

駐車場法に加え、バリアフリー法に基づく技術的基準への
適合および届出が必要です。

神戸 路外駐車場



福祉のまちづくり条例（兵庫県条例）に基づく届出が必要な場合があります。（駐車場法施行令第 15 条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）詳しくは、福祉局障害福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

1

大規模駐車施設設置届
路外駐車場設置届について

建築住宅局建築指導部建築安全課

☎ 078-595-6556

🏢 三宮国際ビル 5 階

2

福祉のまちづくり条例について

福祉局障害福祉部障害福祉課

☎ 078-322-6277

🏢 市役所 1 号館 5 階

